

## 八尾市信用保証料補給金交付要綱

平成 8 年 2 月 1 日制定  
平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
平成 19 年 10 月 1 日一部改正  
平成 22 年 9 月 1 日一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 5 月 19 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市内の中小企業者の事業に必要な借入金に対し、八尾市補助金交付規則（平成 16 年八尾市規則第 26 号）に基づき、補助金の交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、予算の範囲内で市が信用保証料を補給することによりその負担を軽減し、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

### (補給の対象)

第 2 条 信用保証料の補給対象は、八尾市小規模企業融資制度の利用者で、大阪信用保証協会に信用保証料を払い込んだ者とする。

### (補給金の額)

第 3 条 信用保証料の補助金は、信用保証料払込額の金額以内の額とする。

### (交付申請)

第 4 条 この要綱により信用保証料の補給を受けようとする者は、信用保証料補給金交付申請書（様式第 1 号）に大阪信用保証協会の発行する保証承諾決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、保証承諾が決定した日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。（提出期日が休日、日曜日又は土曜に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）

### (交付決定)

第 5 条 市長は、信用保証料補給金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ交付が妥当と認めるときは、信用保証料補給金交付決定通知書（様式第 2 号）に

より申請者に通知するものとする。

(交付時期)

第6条 補助事業者は、第5条の通知書を受けた後に、信用保証料補給金交付請求書(様式第3号)により、補給金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補給金を交付する。

(補助金の交付)

第7条 信用保証料補給金の交付は、申請者名義の口座振替にて行う。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号の一に該当すると認められるときは、信用保証料補給金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請があったとき
- (2) その他、市長が不相当と認めたとき

(補給金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号の一に該当し、既に補給金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条に該当したとき
- (2) 借入金の繰上償還により大阪信用保証協会から補給金に係る信用保証料の還付をうけたとき
- (3) 借入金の繰上償還により大阪信用保証協会から既保証の返済による返戻保証料の充当をうけたとき(八尾市小規模企業融資への借換えの場合を除く)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関して必要な事項は魅力創造部長が別に定める。

附則(平成8年2月1日制定)

この要綱は、平成8年2月1日から実施する。

附則(平成17年4月1日制定)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則(平成19年10月1日制定)

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附則(平成22年9月1日制定)

この要綱は、平成22年9月1日から実施する

附則（平成 26 年 4 月 1 日制定）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 26 年 5 月 19 日制定）

この要綱は、平成 26 年 5 月 19 日から実施する。

附則（平成 28 年 4 月 1 日制定）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 29 年 4 月 1 日制定）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日制定）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

信用保証料補給金交付申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者

住 所

（所在地）

事業所名

代表者名

又は氏名

印

信用保証料補給金の交付を受けたいので、八尾市信用保証料補給金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

また、第9条の規定に基づき、繰上償還により大阪信用保証協会から補給金に係る信用保証料の還付があった場合は、受け取った信用保証料補給金を市に返還します。借入金の繰上償還により大阪信用保証協会から既保証の返済による返戻保証料の充当をうけたとき（八尾市小規模企業融資への借換えの場合を除く）も同様です。

記

1. 信用保証料払込額 \_\_\_\_\_ 円

2. 保証料補給金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3. 信用保証料補給金の受領方法

振込先金融機関名・支店名	
預金種別	当座預金・普通預金
口座番号	
名義人	

4. 添付書類 大阪信用保証協会発行の保証承諾決定通知書

（保証のお知らせ）

※取扱金融機関証明欄

上記1及び3の記載に相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関名

印

第 号  
年 月 日

信用保証料補給金交付決定通知書

様

八 尾 市 長

年 月 日付けで申請のあった信用保証料補給金については下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

ただし、第9条の規定に基づき、繰上償還により大阪信用保証協会から補給金に係る信用保証料の還付があった場合は、受け取った信用保証料補給金を市に返還する必要があります。借入金の繰上償還により大阪信用保証協会から既保証の返済による返戻保証料の充当をうけたとき（八尾市小規模企業融資への借換えの場合を除く）も同様です。

記

交付補給金                      ¥ \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第6条関係）

信用保証料補給金交付請求書（兼口座振替依頼書）

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所  
（所在地）  
事業所名  
代表者名  
又は氏名

印

信用保証料補給金を下記のとおり請求します。

なお、補給金については、下記の口座に振り込んでいただくよう依頼します。

記

1. 請求金額

\_\_\_\_\_ 円

2. 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本 支店
預金種類	1. 普通	2. 当座
口座番号		
口座名義	フリガナ	